

入国前結核スクリーニングについて

入国前結核スクリーニングとは、スクリーニング対象国(フィリピン、ネパール、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、中国)の国籍を有し、日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部レントゲン検査等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める制度です。(居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国または地域であることが、確認された場合は対象外)

対象国の方は、在留資格認定証明書交付申請時に「結核非発病証明書」の提出が必要です。

- 1) 「結核非発病証明書」は日本国政府が指定する国外の医療機関が発行します。
- 2) 日本国政府が指定した該当国の医療機関は [こちら](#)
- 3) スクリーニングにかかる費用は申請者ご自身でご負担ください。

注意！

この証明書を提出されない場合は、在留資格認定証明書申請ができませんのでご注意ください。インドネシア、ミャンマー、中国に関しては、現在導入準備の調整中で、スクリーニング時期の決定がわかり次第アナウンスされます。

※詳細は下記リンクにてご確認ください。

厚生労働省：<https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>